

# 令和5年度 議会基本条例実施計画書

計 画 策 定	令和5年8月7日
議 会 活 性 化 特 別 委 員 会 (評 価)	令和6年2月16日
議 会 運 営 委 員 会 (評 価)	令和6年2月19日
議 会 活 性 化 特 別 委 員 会 (次年度引継ぎ)	令和6年3月18日

訓子府町議会

## 議会基本条例 実施計画(評価)

計画年度 令和5年度

評価者

条 項	前文
	<b>【抜粋】</b> ・町民の様々な声を踏まえ、その役割・責務等自らの足元を見詰め直し不断の改革を進める。 ・自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする。

実施すべき項目	・毎年度の活性化計画の策定と実行・評価 ・議員による自己評価
---------	-----------------------------------

計 画	
-----	--

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評価基準	・条例制定の背景・決意につき「評価しない」
------	-----------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

《主な意見等》

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	前文
	【抜粋】 ・町民の様々な声を踏まえ、その役割・責務等自らの足元を見詰め直し不断の改革を進める。 ・自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

《取り組みに当たったの反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

《主な意見等》

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項	第1条(目的)	<b>【抜粋】</b> ・情報公開と住民参画を基本にした議会運営の基本事項を定める。 ・町民に身近な議会の実現及び議員活動の活性化と充実を図る。
-----	---------	--

実施すべき項目	・こまめな情報公開、各種行事等への参加 ・町民の声を聞き政策提言 ・財政状況等を考慮した施策の選択
---------	---

計 画	・R4年度末までにR5年度の実施計画を策定し次年度へ引き継ぐ ・目的達成に向け、各条における取り組みを推進する
-----	--

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	・令和5年度末までに令和6年度の実施計画を策定する
------------	---------------------------

評 価 基 準	・目的の達成に向けて、各条においてさまざまな取り組みを定めていることから、全体的に目的が達成されたか、全ての条を評価後、ここで最終評価する
---------	---

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第1条(目的)
	【抜粋】 ・情報公開と住民参画を基本にした議会運営の基本事項を定める。 ・町民に身近な議会の実現及び議員活動の活性化と充実を図る。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

《取り組みに当たったの反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

《主な意見等》

- ・各取り組みについては次へのステップアップが求められていると思う。

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項	第2条(議会の役割)	<b>【抜粋】</b> ・信頼と負託に応え大局的な視点から意思決定する。 ・自治体事務について自由かつ達な討議を通じ論点、争点を公開することを第一の使命とする。
-----	------------	--

実施すべき項目	・自由討議を通じて、論点・争点の公開
---------	--------------------

計 画	・常に議会の役割を意識しながら活動する
-----	---------------------

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	・議会の役割についての条につき「評価しない」
---------	------------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありのケースは「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第2条(議会の役割)
		<b>【抜粋】</b> ・信頼と負託に応え大局的な視点から意思決定する。 ・自治体事務について自由かつ達な討議を通じ論点、争点を公開することを第一の使命とする。

評価	-
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度		評価者
条 項	第3条(議会の活動原則) 【抜粋】 ・公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参画を不断に推進する議会を目指す。		
実施すべき項目	・議員間討議 ・議案等の議決の論点、争点を町民に説明する		
計 画	・議員間の討議を積極的に推進する(全員協議会又は活性化委員会内での実施) ・所管事務調査は、現地調査を含め、さらに掘り下げた調査をする ・議員間討議の内規を作成する		
実 績	【議員間討議】R6/1/9、2/6 ・今後の高齢者福祉のあり方について ・議員のなり手不足を解消するための方法 【所管事務調査】 ・総文:5/24、8/8、9/14、11/14、12/19、1/17 ・産建:5/25、8/9、9/14、10/17、11/6、1/17		
次年度以降への引継ぎ	・議員間討議を積極的に開催していく		
評価基準	・全員協議会や議会活性化特別委員会などでの議員間の討議を評価 ・所管事務調査などによる行政運営の監視を評価 ※本会議・常任委員会での討議は12条で評価 ※議会の意思決定過程の公開は5条で、議会改革に関する討議は13条で評価		

(単位:月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

≪主な意見等≫

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	第3条(議会の活動原則)
	【抜粋】 ・公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参画を不断に推進する議会を目指す。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

《取り組みに当たっての反省事項等》	【条例改正の有無：有・無】
-------------------	---------------

《主な意見等》 ・ 議員間討議を継続する。 ・ 例年の重複を避けながら、所管事務調査の内容を精査する。
---

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項	第4条(議員の活動原則)
	<b>【抜粋】</b> ・議員相互間の自由な討議を重んじる。 ・町民の意見把握、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民の信頼に応える。 ・町民全体の福祉向上、豊かで持続可能なまちづくりの視点から判断し行動する。

実施すべき項目	・議員間討議 ・町民等の意見把握、資質向上 ・まちづくりを総合的に捉えた活動
---------	--

計 画	・議員個人の自己評価について、先進事例を調査する ・健康管理(検診等)を含め各種行事等へ参加する
-----	---

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	・議員個人の自己評価について、先進事例を調査する ・健康管理(検診等)を含め各種行事等へ参加する
------------	---

評 価 基 準	・個々の議員としての活動を示した条であり、議会全体として「評価しない」
---------	-------------------------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

《主な意見等》

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	第4条(議員の活動原則)
	【抜粋】 ・議員相互間の自由な討議を重んじる。 ・町民の意見把握、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民の信頼に応える。 ・町民全体の福祉向上、豊かで持続可能なまちづくりの視点から判断し行動する。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

《取り組みに当たっての反省事項等》	【条例改正の有無：有・無】
-------------------	---------------

《主な意見等》
---------

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度	評価者	
条 項	第5条(町民参画及び町民との連携) 【抜粋】 ・議会活動に関する情報公開の徹底と町民に対する説明責任を十分に果たす。		
実施すべき項目	・議会報告会 ・意見交換会 ・議会だより・ホームページによる情報提供 ・政策能力向上、町民と協働し政策提案 ・議員の採決態度の公表、議員活動を評価できる情報提供		
計 画	・議会報告等で行われた意見などについて、議員間討議を継続し、行政に反映させる ・議会報告会開催手法等を引き続き検討する ・議会報告会、各団体等との意見交換会を継続する ・出前方式の実施方法を検討し、実施する		
実 績	【意見交換会】 ・産建 2/6 きたみらい農協青年部南支部の活動報告会傍聴(アメリカ視察) ・総文 2/9 静寿園職員との意見交換会 【会議の公開】 ・すべて公開  ※議会報告会、出前方式の検討～未実施		
次年度以降への引継ぎ	・議会報告会、各団体等との意見交換会を継続する ・議会報告会の開催手法を検討する ・議会報告会等で行われた意見などについて、議員間討議を継続し、行政に反映させる		
評価基準	・意見交換会、議会報告会、会議の公開について評価 …それぞれの実施・未実施は、反省事項等に記載 ※町民懇談会議は15条で評価		

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	
----	--

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>> ・議会報告会に参加したことのない議員もいることから、新しい開催方法を検討する。
--

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第5条(町民参画及び町民との連携)
	【抜粋】 ・議会活動に関する情報公開の徹底と町民に対する説明責任を十分に果たす。

評価	△
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

《取り組みに当たっての反省事項等》 【条例改正の有無：有・無】

- ・議会報告会を開催できなかったことから開催を目指す。
- ・意見交換会の早めの実施。

《主な意見等》

- ・議会報告会、意見交換会の開催方法の見直しをする。

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項	第6条(議会広報の充実)	<b>【抜粋】</b> ・町政に係る論点・争点の情報を町民に周知する。 ・情報通信技術の発展を踏まえ多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動に努める。
-----	--------------	--

実施すべき項目	・さまざまな広報手段の活用
---------	---------------

計 画	・議会だよりの発行の不断の改革を全議員で推進する ・議会広報特別委員会において、専門部会を設ける ・インターネット中継の町民へのアピールと意見聴取を図る ・議会ホームページの充実と早期更新を図る ・タブレット導入を目指す ・議会広報特別委員会の常任委員会化の検討を進める
-----	--

実 績	<b>【議会だより】</b> ・表紙、裏表紙のカラー化を継続、サポート部会により調整継続 <b>【タブレット導入】</b> ・タブレット部会を設置した
-----	--

次年度以降への引継ぎ	・議会広報特別委員会委員長の報酬がないことから、常任委員会化を検討する ・インターネット中継の充実を目指す
------------	--

評価基準	・議会だより、議会ホームページ、ネット配信について評価
------	-----------------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	
----	--

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<主な意見等>>	・広報コンクールに応募すると評価してもらえることから、案内があれば応募してはどうか。
-----------	--

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第6条(議会広報の充実)
	【抜粋】 ・町政に係る論点・争点の情報を町民に周知する。 ・情報通信技術の発展を踏まえ多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動に努める。

評価	
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

《取り組みに当たったの反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

- ・議会広報特別委員会の常任委員会化の検討ができなかった。
- ・広報コンクールに応募したほうがよかった。

《主な意見等》

- ・議会広報特別委員会の常任委員会化を検討する。
- ・広報クリニックに出すことを検討してみてはどうか。
- ・広報に対しての町民からの意見を聞いてはどうか。（アンケートなど）

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度		評価者
条 項	第7条(執行機関と議会の関係)		
	【抜粋】 ・政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くよう努める。		
実施すべき項目	・より良い意思決定		
計 画	・予算や条例などについて、質疑を通じて論点・争点の明確化に努める ・町民の立場に立ち行政への提言等に努める		
実 績	・積極的な質疑に努めた		
次年度以降への引継ぎ	・予算や条例などについて、質疑を通じて論点・争点の明確化に努める ・町民の立場に立ち、行政への提言等に努める		
評 価 基 準	・議場等での執行機関との議論(予算、条例等)について評価(一般質問は次条) ※議場における「討論」は12条で評価		

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長、議員も変わったが積極的に質疑することができた。</li> </ul>
---

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第7条(執行機関と議会の関係)
	【抜粋】 ・政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くよう努める。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

《取り組みに当たったの反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

《主な意見等》

- ・積極的な質疑はできていた。

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度		評価者	
条 項	第8条(一般質問)			
	<b>【抜粋】</b> ・一般質問は、町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式。			
実施すべき項目				
計 画	・一般質問のテーマにより、議員間討議の場を設ける ・一般質問の質を高めるため、議会運営委員会での反省事項をテーマとして、議員間討議に努める			
実 績	・議会運営委員会での反省はしているが、討議はできていない ・各自、積極的な質問に努めた			
次年度以降への引継ぎ	・一般質問の質を高めるため、議会運営委員会での反省内容を全議員での共通認識とする			
評 価 基 準	・議会全体としての一般質問について評価 ※各定例会における反省等は定例会終了後速やかに実施			

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<主な意見等>>	・取りまとめ後、全員が集まり話し合う場を設けてみてはどうだろうか。
-----------	-----------------------------------

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第8条(一般質問)
	【抜粋】 ・一般質問は、町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

《取り組みに当たったの反省事項等》 【条例改正の有無：有・無】

- ・ 通告書の狙いと内容がずれているものがあつた。
- ・ 通告書の書き方の再確認が必要。

《主な意見等》

- ・ 反省に基づき通告書の再確認が必要である。

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度
-----	-------

評価者	
-----	--

条 項	第9条(反問権) 【抜粋】 ・町長等は、議員の質疑、質問に対し、議長等の許可を得て反問することができる。
-----	--

実施すべき項目	
---------	--

計 画	
-----	--

実 績	※事例なし
-----	-------

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	・「評価しない」
---------	----------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	-
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありのケースは「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第9条(反問権)
	【抜粋】 ・町長等は、議員の質疑、質問に対し、議長等の許可を得て反問することができる。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

《取り組みに当たったの反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

《主な意見等》

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項 第10条(政策等の形成過程資料の要求)  
**【抜粋】**  
 ・重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため政策形成過程の資料の提出を求める。

実施すべき項目 ・重要な政策等の意思決定の対応

計 画 ・重要案件については、全員協議会での事前説明を求める  
 ・必要に応じて資料を要請する

実 績 ・5回の全員協議会で、重要案件の事前説明を受けた  
 ・2/16開催の全員協議会で新年度予算の説明を受けた

次年度以降への引継ぎ ・重要案件については、全員協議会での事前説明を求める  
 ・必要に応じて資料を要請する

評価基準 ・「評価しない」

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初計画												
実施結果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの  
 場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、  
 評価しない場合は「—」を記載する。

《主な意見等》

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第10条(政策等の形成過程資料の要求)
	【抜粋】 ・重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため政策形成過程の資料の提出を求める。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

《取り組みに当たっての反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

《主な意見等》

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項	第11条 (予算及び決算における政策説明資料の要求)
	<b>【抜粋】</b> ・予算、決算の審議に当たっては、施策別、事業別の政策説明資料の早期作成提出を求める。

実施すべき 項 目	
--------------	--

計 画	・必要に応じて資料を要請する
-----	----------------

実 績	・予算・決算に関する説明資料につて、例年にならい早期に提出された
-----	----------------------------------

次年度以降 への引継ぎ	・必要に応じて資料を要請する
----------------	----------------

評 価 基 準	・あくまでも行政手続きにつき「評価しない」
---------	-----------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評 価	-
-----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場  
 合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価し  
 ない場合は「-」を記載する。

《主な意見等》

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	<b>第11条</b> (予算及び決算における政策説明資料の要求)
		<b>【抜粋】</b> ・予算、決算の審議に当たっては、施策別、事業別の政策説明資料の早期作成提出を求める。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度		評価者
条 項	第12条(自由討議による合意形成) <b>【抜粋】</b> ・議員相互間の自由討議を中心に運営する。 ・議案等の審議に際しては、議員相互間の自由討議により議論を尽くし合意形成に努め、町民への説明責任を果たす。		
実施すべき項目	・議員相互間の自由討議の実施 ・議案等の審議に際して自由討議の実施 ・自ら積極的に議案提出を行う努力		
計 画	・議員提出議案、委員会提出議案、各種意見書について、議員間の自由討議の実施に努める		
実 績	・各種意見書についての課題、問題点などについて各委員会で討議した		
次年度以降への引継ぎ	・議員提出議案、委員会提出議案、各種意見書について、議員間の自由討議の実施に努める		
評 価 基 準	・議会、常任委員会での提出議案、請願及び陳情等に対する自由討議について評価 ・自由討議を通じての政策、条例又は意見書の積極的な提案に対する評価 ※上記以外の一般的な議員間の討議については3条で評価		

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画			■			■			■			■
実 施 結 果												

評価	△
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

≪主な意見等≫ ・委員会できていても本会議できていない。
---------------------------------

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第12条(自由討議による合意形成)
		<p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員相互間の自由討議を中心に運営する。</li> <li>・議案等の審議に際しては、議員相互間の自由討議により議論を尽くし合意形成に努め、町民への説明責任を果たす。</li> </ul>

評価	
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書については各委員会にて検討している。</li> <li>・未実施ではあるが課題も上がっていない。</li> </ul>

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度		評価者
条 項	第13条(議会改革の推進) 【抜粋】 ・議会改革、議会活性化を不断に推進する。		
実施すべき項目	・議会改革は、町民の議会への参加を基本に進める		
計 画	・議会活性化委員会やアドバイザーを招いての研修を通じ、議会改革、活性化を推進する		
実 績	【議会活性化特別委員会】 ・委員会を11回開催、議会改革等の協議をした 【各種研修】 ・12/15 議会アドバイザー(吉田氏、勢旗氏)を招いての研修 ・研修に向けた先進地の事前調査を実施		
次年度以降への引継ぎ	・議会活性化委員会やアドバイザーを招いての研修を通じ、議会改革、活性化を推進する		
評価基準	・議会活性化特別委員会、各種研修、アドバイザーによる研修会等を通じた議会改革の実施について評価 ※議員研修会、議会アドバイザー事業の実施状況については18条で評価		

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	
----	--

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	・新しい取り組みも含め、研修を通じ更なる議会活性化を推進する。
-----------	---------------------------------

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第13条(議会改革の推進)
	【抜粋】 ・議会改革、議会活性化を不断に推進する。

評価	◎
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

《取り組みに当たっての反省事項等》	【条例改正の有無：有・無】
-------------------	---------------

《主な意見等》 ・内容の充実を図る。 ・なり手不足対策の研究をする。
--

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度	評価者	
-----	-------	-----	--

条 項	第14条(議会モニターの設置)	<b>【抜粋】</b> ・町民から広く意見を聴取し円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニター制度を設ける。
-----	-----------------	--

実施すべき項目	・議会だより等議会に関する声を議会活動に反映させる
---------	---------------------------

計 画	・議会モニターとの意見交換会を実施し、議会活動に反映させる ・議会モニターの人数増員を検討する
-----	--

実 績	・2/6 議会モニターとの意見交換会を実施(9議員、モニター4名)
-----	-----------------------------------

次年度以降への引継ぎ	・議会モニターとの意見交換会を実施し、議会活動に反映させる ・議会モニターの人数増員を検討する ・OBへのアンケートを検討する
------------	---

評価基準	・議会モニターの活用について評価
------	------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	・議会モニターOBに簡単なアンケートを実施し、意見を求めてみてはどうか。
-----------	--------------------------------------

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第14条(議会モニターの設置)
	【抜粋】 ・町民から広く意見を聴取し円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニター制度を設ける。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

《取り組みに当たったの反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

- ・人数増員の検討ができなかった。

《主な意見等》

- ・OBの協力を仰ぐ。
- ・モニターからの意見をもらう方法を検討。

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度		評価者
条 項	第15条(町民懇談会議の設置)		
	<b>【抜粋】</b> ・町政全般にわたって、自由に情報及び意見を交換する町民懇談会議を設置する。		
実施すべき項目	・町政の諸課題に対処するための意見交換会の実施 ・重要な案件がある場合は、懇談会開催を検討		
計 画	・町民懇談会議にあたっては、要領に沿って実施する		
実 績	※事例なし		
次年度以降への引継ぎ	・町民懇談会議は要綱に沿って実施する		
評 価 基 準	・町民懇談会議(町民からの開催要望に基づく)の設置・実施について評価 ※R4.1.26活性化 開催した場合のみ評価対象とする(R3追加)		

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありのケースは「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第15条(町民懇談会議の設置)
		<b>【抜粋】</b> ・町政全般にわたって、自由に情報及び意見を交換する町民懇談会議を設置する。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>> ・周知していなかった。	【条例改正の有無：有・無】
------------------------------------	---------------

<<主な意見等>> ・PRをもっと積極的に行う。
-----------------------------

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項	第16条(調査機関の設置) <b>【抜粋】</b> ・町政の課題に関する調査で必要があると認めるときは、自治法に定める専門的知見等の積極的活用を図る。
-----	---

実施すべき項目	・大学等の研究機関や専門的知識を持つ方の活用の検討
---------	---------------------------

計 画	・必要に応じて設置
-----	-----------

実 績	※事例なし
-----	-------

次年度以降への引継ぎ	・必要に応じて設置
------------	-----------

評 価 基 準	・100条委員会設置事案がなければ「評価しない」
---------	--------------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第16条(調査機関の設置)
		<b>【抜粋】</b> ・町政の課題に関する調査が必要であると認めるときは、自治法に定める専門的知見等の積極的活用を図る。

評価	-
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度	評価者	
-----	-------	-----	--

条 項	第17条(議会事務局の体制整備) <b>【抜粋】</b> ・議会事務局の調査及び法務の機能を積極的に強化するよう努める。
-----	--

実施すべき項目	・事務局体制の強化 ・事務局の調査機能の強化と職員の研修充実
---------	-----------------------------------

計 画	・引き続き各種研修会に出席する
-----	-----------------

実 績	<b>【研修等への出席】</b> ・北網ブロック局長会議での事例研究により研鑽を深めた(7/12、9/27、2/2) ・北海道町村議会議長会主催の研修会に出席し知識を高めた(10/10～11、10/31)
-----	--

次年度以降への引継ぎ	・事務局の調査機能の強化と職員の充実を目指す
------------	------------------------

評価基準	・事務局職員の研修会への参加等による事務局体制機能強化を評価
------	--------------------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第17条(議会事務局の体制整備)
	【抜粋】 ・議会事務局の調査及び法務の機能を積極的に強化するよう努める。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

《取り組みに当たったの反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

《主な意見等》

- ・事務局体制が十分であってほしい。

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項	第18条(議員研修の充実強化)
	<p><b>【抜粋】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成及び立案能力の向上を目指し、議員研修の強化を図るため、別に定める要綱により計画的な議員研修を実施する。</li> <li>・研修の充実強化を図るため、町内外の協力者を議会アドバイザーとして協力を得ることができる。</li> </ul>

実施すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成等の能力向上</li> <li>・研修会の開催</li> </ul>
---------	--

計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な自主研修を実施する</li> <li>・行政視察は事前学習をして臨む</li> <li>・議会アドバイザーを招いての研修会の安定的な開催を目指す</li> <li>・タブレット導入に向けての研修の充実口</li> </ul>
-----	---

実 績	<p>※自主研修、視察受け入れなし</p> <p><b>【行政視察】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩見沢市「来夢21図書館」、北広島市「エスコンフィールド」(7/5)</li> <li>・浦幌町・新得町(1/23~24)</li> </ul> <p><b>【タブレット関係視察】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入検討視察(全議員、9/28・美幌町)</li> <li>・導入検討視察(タブレット部会・議長、12/21・美幌町)</li> </ul> <p><b>【研修会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道町村議会研修会(7/4・札幌市)</li> <li>・北海道町村議会議長会新任議員研修会(5議員、7/19・札幌市、7/25・釧路市)</li> <li>・北海道町村議会議長会議会広報研修会(1議員、8/17・札幌市)</li> <li>・北網ブロック町議会議員研修会(全議員、11/15・斜里町)</li> <li>・議会アドバイザーによる研修会(全議員、12/15)</li> </ul>
-----	--

次年度以降への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な自主研修を実施する</li> <li>・行政視察は事前学習をして臨む</li> <li>・議会アドバイザーを招いての研修会の安定的な開催を目指す</li> <li>・タブレット導入に向けての研修の充実口</li> </ul>
------------	---

評価基準	・研修要綱に基づく議員研修の実施、アドバイザーによる研修会の開催状況を評価
------	---------------------------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<p>《主な意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季間の研修実施は考える(早めの日程調整・実施)</li> </ul>
--

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第18条(議員研修の充実強化)
	【抜粋】 ・政策形成及び立案能力の向上を目指し、議員研修の強化を図るため、別に定める要綱により計画的な議員研修を実施する。 ・研修の充実強化を図るため、町内外の協力者を議会アドバイザーとして協力を得ることができる。

評価	
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

《取り組みに当たったの反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

- ・多様な自主研修が実施されなかった。
- ・研修の事前学習は足りなかった。

《主な意見等》

- ・タブレット研修は厳しい日程の中でもステップを踏めている。
- ・研修先と日程を早めに決定し、事前学習をして臨む。

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項	第19条(議員定数)
	<b>【抜粋】</b> ・議員定数は、別に条例で定める。 ・議員定数の条例改正案は、町民の直接請求を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案する。

実施すべき項目	・議員の活動評価の聴取等 ・議員自らが責任を持って提案
---------	--------------------------------

計 画	・町民の理解を得ながら、引き続き議員間で議論する
-----	--------------------------

実 績	・討論のみ実施
-----	---------

次年度以降への引継ぎ	・町民の理解を得ながら、引き続き議員間で議論する
------------	--------------------------

評 価 基 準	・定数条例により定められており、改正の動きがない場合は「評価しない」 ・議員間等で定数に関する話し合いがあった場合は、その内容を評価
---------	---

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評 価	△
-----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<主な意見等>> ・改選期に向け、継続して討論していく。
----------------------------------

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第19条(議員定数)
	【抜粋】 ・議員定数は、別に条例で定める。 ・議員定数の条例改正案は、町民の直接請求を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案する。

評価	△
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

《取り組みに当たっての反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

《主な意見等》

- ・議員間の議論を継続する。

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項	第20条(議員報酬) 【抜粋】 ・議員報酬は、別に条例で定める。 ・議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案する。
-----	---

実施すべき項目	・議員の活動評価の聴取等 ・議員自らが責任を持って提案
---------	--------------------------------

計 画	・町民の理解を得ながら、引き続き議員間で議論する
-----	--------------------------

実 績	・討論のみ実施
-----	---------

次年度以降への引継ぎ	・町民の理解を得ながら、引き続き議員間で議論する
------------	--------------------------

評 価 基 準	・報酬条例により定められており、改正の動きがない場合は「評価しない」 ・議員間等で議員報酬に関する話し合いがあった場合は、その内容を評価
---------	---

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	
----	--

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<主な意見等>> ・改選期に向け、継続して討論していく。
----------------------------------

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第20条(議員報酬)
	【抜粋】 ・議員報酬は、別に条例で定める。 ・議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案する。

評価	△
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

《取り組みに当たっての反省事項等》	【条例改正の有無：有・無】
-------------------	---------------

《主な意見等》 ・議員間の議論を継続する。
--------------------------

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度
-----	-------

評価者	
-----	--

条 項	第21条(議員の政治倫理) 【抜粋】 ・倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力の不正行使により町民の疑惑を招くことのないよう行動する。 ・議員の政治倫理に関する事項は訓子府町議会議員政治倫理条例で定める。
-----	--

実施すべき項目	・町民の疑惑を招くことのないよう行動する
---------	----------------------

計 画	
-----	--

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評価基準	・実施すべき計画がない場合は「評価しない」
------	-----------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありのケースは「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

	第21条(議員の政治倫理)
条 項	<p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力の不正行使により町民の疑惑を招くことのないよう行動する。</li> <li>・議員の政治倫理に関する事項は訓子府町議会議員政治倫理条例で定める。</li> </ul>

評価	-
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度
-----	-------

評価者	
-----	--

条 項	<p style="text-align: center;">第22条(最高規範性)</p> <p>【抜粋】 ・この条例は議会運営における最高規範であり、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。</p>
-----	---

実施すべき項目	・この条例に違反する条例、規則等は制定できない
---------	-------------------------

計 画	
-----	--

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	・本条例が、議会における最高規範であることを規定しており「評価しない」
---------	-------------------------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありのケースは「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>
-----------

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第22条(最高規範性)
	【抜粋】 ・この条例は議会運営における最高規範であり、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

《取り組みに当たっての反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

《主な意見等》

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和5年度
-----	-------

評価者	
-----	--

条 項	<p style="text-align: center;">第23条(条例に対する責務)</p> <p>【抜粋】                  ・この条例に定める理念及び原則、これらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民に対する責任を果たさなければならない。</p>
-----	---

実施すべき項目	・この条例に基づき制定された条例等を遵守し議会運営を行う
---------	------------------------------

計 画	
-----	--

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	・本条例に対する責務を規定しており「評価しない」 ※総合的な評価は1条で実施
---------	---

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありのケースは「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>
-----------

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

	第23条(条例に対する責務)
条 項	<p>【抜粋】</p> <p>・この条例に定める理念及び原則、これらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民に対する責任を果たさなければならない。</p>

評価	-
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>

## 議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和5年度

評価者

条 項	第24条(評価及び見直し手続き)
	<p><b>【抜粋】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討・評価しその結果を公開する。</li> <li>・この条例を改正する場合は、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。</li> </ul>

実施すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高規範の議会基本条例の目的が達成されているか検討</li> <li>・条例改正の場合、本会議で改正理由、背景を説明</li> </ul>
---------	---

計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討協議などは、継続して議会活性化委員会で行う</li> <li>・評価は議会運営委員会で行う</li> <li>・評価の結果は、議会だより等で公開する</li> </ul>
-----	---

実 績	<p><b>【議会活性化特別委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R6年度への引継ぎ事項を協議(2/16)</li> </ul> <p><b>【議会運営委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の目的が達成されているかを評価(2/19)、議会活性化特別委員会(3/18)で報告、協議する。</li> </ul> <p><b>【結果の公開】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりNo.221(5/1発行)で公開予定</li> </ul>
-----	--

次年度以降への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討協議などは、継続して議会活性化委員会で行う</li> <li>・評価は議会運営委員会で行う</li> <li>・評価の結果は、議会だより等で公開する</li> </ul>
------------	---

評 価 基 準	・議会活性化委員会での自己評価、議会運営委員会での評価の実施について評価
---------	--------------------------------------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。  
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

《主な意見等》

## 議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第24条(評価及び見直し手続き)
	【抜粋】 ・毎年度できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討・評価しその結果を公開する。 ・この条例を改正する場合は、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

評価	
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。  
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

《取り組みに当たったの反省事項等》

【条例改正の有無：有・無】

- ・ 中間の振り返りができていなかった。

《主な意見等》

- ・ 中間（9月頃）に振り返りを行う。